

## 箕面市新市立病院整備審議会設置条例

平成三十年三月二十七日  
条例第七号

(設置)

第一条 [地方自治法\(昭和三十二年法律第六十七号\)第一百三十八条の四第三項](#)の規定に基づき、箕面市新市立病院整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、移転して新たに建設される箕面市立病院(以下「新市立病院」という。)の整備等について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 市内関係団体の代表者
- 三 市民

(任期)

第五条 委員の任期は、二年を超えない範囲内で市長が定める。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第六条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、[箕面市報酬及び費用弁償条例\(昭和三十九年箕面市条例第十号\)](#)の定めるところによる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及びその職務を代理する委員が不在の場合における審議会の会議の招集は、[第七条第一項](#)の規定にかかわらず、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 [箕面市報酬及び費用弁償条例](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(この条例の失効)

4 この条例は、箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第三十五号)の施行の日限り、その効力を失う。